

令和7年（行サ）第6号 行政上告提起事件

上告人 一般社団法人グリーンコープでんき

被上告人 国

2025年（令和7年）5月2日

最高裁判所 御中

上 告 理 由 書

上告人訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 北 古 賀 康 博

弁護士 篠 木 潔

弁護士 馬 場 勝

弁護士 福 島 健 史

(目次)

第1点	最判平成18年1月13日・民集60巻1号1頁に反し、文理解釈を誤った 重大な法令解釈の違法と憲法41条違反の違憲.....	3
第2点	一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則に反し、会社法4 31条、金融商品取引法193条にも違反した、重大な法令解釈の違反と憲法4 1条違反の違憲.....	9
第3点	立法趣旨を誤って解するという重大な法令違反（平成11年報告書（乙14 号証）を誤って解釈し、法18条3項1号の「適正な原価」の趣旨を誤って理解 したこと）と憲法41条違反の違憲.....	15
第4点	平成11年報告書のいう「公益的課題」の中に、賠償負担金や廃炉円滑化負 担金が含まれるとした重大な法令解釈の誤り及び賠償負担金及び廃炉円滑化負担 金を「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費 用」だと解した重大な法令解釈の誤りと憲法41条違反の違憲.....	31
第1	平成11年報告書のいう「公益的課題」の内容についての解釈を誤り、平成 11年報告書は賠償負担金や廃炉円滑化負担金を公益的課題と考えていないこ と.....	31
第2	賠償負担金は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的 課題に要する費用」ではないにもかかわらず、そのように解した原判決の重大 な違法.....	34
第3	廃炉円滑化負担金は、「送電に関する公益的課題」とは無関係であること	44
第5点	最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不 指定取消請求事件最高裁判決）に反すること 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金 を託送料金の原価に含ませるとの判断は、政策的観点からの判断であって、それ は経済産業大臣に与えられた権限を超えることを看過した重大な違法と憲法41 条違反の違憲.....	47
最後に（総括）		56

**第1点 最判平成18年1月13日・民集60巻1号1頁に反し、文理解釈を誤った
重大な法令解釈の違法と憲法41条違反の違憲**

1 原判決の判示

上告人の「法18条3項1号の適正な原価が一般送配電事業を行うために必要な原価に限定される」旨の主張に対し、原判決は「法18条1項・同条3項1号の文言によれば、一般送配電事業者が託送供給等約款において定める託送供給等に係る料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが要求されているとは解されるが、その文言からして、「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されているとまで解することはできない。」とする（原判決8頁）。

2 原判決の判示は、文理に反し、重大な違法があること

しかし、原判決の判示は、法18条1項、同条3項1号の文理に反し、その解釈を誤った重大な違法があり、また、憲法41条にも反している。

以下、具体的に主張する。

3 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は原子力発電事業者の費用であること

- (1) まず前提として、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用であるという点を再度、指摘しておく。
- (2) 第一に、**法令に記載された定義**からして、「賠償負担金」は原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの（本件施行規則45条の21の3第1項）とされている。そして、この損害賠償の責を負うのは、原子力損害賠償法にいう原子力事業者であり（原子力損害賠償法3条）、法にいう原子力発電事業者である。

また、廃炉円滑化負担金も、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（本件施行規則45条の21の6第1項）であるので、原子力発電事業者が負担すべきものである。

したがって、これらの**法令に記載された定義**から「賠償負担金」及び「廃炉

円滑化負担金」が、原子力発電事業のための費用であることは明らかである。

(3) 第二に、**本件施行規則の章立て**もそのようになっている。

すなわち、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、本件施行規則の「第2章 電気事業」の「第2節 一般送配電事業」の中に規定されているのではなく、「第2章 電気事業」の「第5節 発電事業」の次に「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設け、その中に「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」に関する規定が定められている。

このように、**本件施行規則の章立て**からも、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業のための費用であることがわかる。

(4) 第三に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、**一般送配電事業者が回収するものの、そのまま原子力発電事業者に渡されることとなる**（本件施行規則45条の21の2第2項、同45条の21の5第2項）。「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は原子力発電事業者のための費用であるからこそ、一般送配電事業のために使われるのではなく、全額原子力発電事業者にそのまま渡されるのである。

したがって、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」が払い渡される仕組みからしても、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は原子力発電事業のための費用であることがわかる。

(5) 以上の通り、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用であるため、この点を再度、指摘しておく。

なお、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の徴収を提案した、経済産業省の平成29年2月の電力システム改革貫徹のための政策小委員会の「中間取りまとめ」（乙37）においても、「本来、発電部門の原価として回収されるべき過去分」「原子力に関する費用について、託送料金の仕組みを通じた回収を認めることは、結果として、原子力事業者に対し、他の事業者に比べて相対的な負担の減少をもたらす」（乙37・21頁）、「発電、送配電、小売の各事業が

峻別された自由化の環境下で、発電に係る費用の回収に託送料金の仕組みを利用する」「発電に係る費用については、本来、発電部門で負担すべきであり、託送料金の仕組みを利用して廃炉会計制度を継続することは、制度を適用した事業者と他の事業者との公平な競争環境を損なうこととなる。」（乙 37・24～25 頁）と、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用であって、送配電事業の費用ではないことが確認されている。

4 法律の文理解釈上、法 18 条 3 項 1 号の「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されること

(1) 上記を踏まえ、法律の文理解釈上、法 18 条 3 項 1 号の「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されること」について詳述する。

(2) すでに引用した通り、原判決は「法 18 条 1 項・同条 3 項 1 号の文言によれば、一般送配電事業者が託送供給等約款において定める託送供給等に係る料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが要求されているとは解されるが、その文言からして、「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されているとまで解することはできない。」とする（原判決 8 頁）。

しかし、注意しなければならないのは、法 18 条 3 項 1 号が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と規定していることである。この条文の記載からして、ここでの原価は、「料金」の原価を指すことが、明確である。

そして、法 18 条 3 項は、同条 1 項の「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」、すなわち託送料金についての基準を定めるものである。したがって、法 18 条 3 項 1 号でいう「料金」とは、同条 1 項の「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」を指すことも、条文上明確である。

以上からすれば、**文理上、法 18 条 3 項 1 号は、「その供給区域における託**

送供給及び電力量調整供給に係る料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と読み替えることができ、したがって、ここにいう「原価」は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金の原価」であることは明確である。

ちなみに、「一般送配電事業者が、その供給区域において行う、託送供給及び電力量調整供給」は、一般送配電事業に他ならない。

すなわち、法２条八号は、「自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）」を一般送配電事業と定義している。

したがって、法１８条３項１号は、「一般送配電事業に係る料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」とも読み替えることができ、法１８条３項１号にいう「原価」は、「一般送配電事業に係る料金の適正な原価」の意味であることが明確である。

以上の通り、文理解釈上からして、法１８条１項が託送料金、すなわち「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」について定めるものである以上、法１８条３項１号の原価は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に必要な原価」、すなわち「一般送配電事業を行うために必要な原価」でなければならない。

５ 最判平成１８年１月１３日・民集６０巻１号１頁に照らしてみても、原判決の判断は誤っていること

（１）以上みてきたように、法１８条１項及び同条３項１号の文言を素直に読むと、同号にいう「原価」とは「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に必要な原価」、すなわち「一般送配電事業を行うために必要な原価」であると解される。

そして、法１８条３項は同条１項の「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」、すなわち託送料金についての基準を定めるものであるから、法１８条１項は同基準を満たさないもの、つまり同条３項各号の基

準に適合しないものを託送料金に含めることを許容していない。

したがって、法１８条３項１号にいう「原価」、すなわち、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給」に必要な原価（一般送配電事業を行うために必要な原価）以外のものを、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給」の料金に含めることは、文理上できないこととなる。

- (２) この点について、原判決は「経済産業大臣が経済産業省令において法１８条３項１号の「適正な原価」の算定方法を具体的に定めるに当たり、託送料金の仕組みを利用した回収スキームを前提に「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることも、法の委任の趣旨の範囲内のものとして許されると解するのが相当である。」としている（原判決１０～１１頁）。

しかし、一般的に「原価」とはその事業を営むために必要な費用のことであり、法１８条３項１号にいう「原価」とは一般送配電事業を営むために必要な費用のことをいうのであるから、（一般送配電事業を営むために必要な費用であるかどうかを問わず）原判決のように「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を原価に含める」とすることは、一般的用語の「原価」及び法１８条３項１号の「適正な原価」の文言から明らかに逸脱するものである。

実際、貸金業の規制等に関する法律施行規則１５条２項の法適合性が問題となった最高裁判例では（最判平成１８年１月１３日・民集６０巻１号１頁）、
「（貸金業の規制等に関する法律）１８条１項が、貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、同項各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない旨を定めているのは、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るためであるから、同項の解釈にあたっては、文理を離れて緩やかな解釈をすることは許されないというべきである。」と判示し、貸金業法１８条１項を文理に照らして解釈している。そして、この判断の根底には、みなし弁済規

定の適用要件については厳格に解釈すべきであり、17条書面及び18条書面の必要的記載事項が記載されているか否かについては、条文に忠実にいわば形式論で判断すべきであり、一つでも記載が欠けていたり、記載内容が不十分な場合に、それによって債務者に不利益が生じないかどうかという実質論で判断することは許されない。法の委任の範囲内か否かについても、実質論によるのではなく、文理に忠実に判断すべきという観点から判断されたものと解されている（同調査官解説参照）。

しかも、本件施行規則45条の21の2及び本件施行規則45条の21の5により、接続供給の相手方である小売電気事業者は賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金の払渡義務を負うため、法18条3項1号は本件算定規則4条2項と相まって小売電気事業者の権利利益に重大な影響を及ぼすものとなるのであるから、小売電気事業者の権利利益の擁護の観点から、法18条3項1号の解釈は明確かつ一義的でなければならない。

6 小括

以上述べたところより、法18条3項1号の適正な原価は一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されると解すべきところ、原判決は「その文言からして、適正な原価が一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されているとまで解することができない」としているのであって、原判決には法18条1項、同条3項1号の法解釈を誤った重大な違法があり、憲法41条に反している。

また、法18条3項1号の適正な原価は一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されると解すべきであるにもかかわらず、原子力発電事業者の費用である賠償負担金や廃炉円滑化負担金を法律の改正なく小売電気事業者に負担させることは、法律による行政の原理に反し、憲法41条に反するものである。

第2点 一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則に反し、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反した、重大な法令解釈の違反と憲法41条違反の違憲

1 原判決の判示

上告人の「法18条3項1号の適正な原価が原価計算基準に従って算定された原価でなければならないものであり、原価計算基準によれば原価性の否定される賠償負担金等を適正な原価に組み込むことが許されない」旨の主張等に対し、原判決は「法には、18条3項1号の適正な原価について、原価計算基準により原価性が認められるものに限定することを定めた規定はない。…法は、経済産業大臣がその裁量により18条3項1号の適正な原価の具体的な算定方法を定めることを認め、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることを許容していると解される。原価計算基準により原価と認められないものを適正な原価に含めることを禁じているとは解されない。」とする（原判決14頁以下）。

2 原価計算基準その他の会計原則は、平等原則、比例原則などと同様に、企業会計については慣習法・一般原則として18条3項1号の適正な原価を法的に制約するものであり、その点は、会社法431条、金融商品取引法193条によっても規定されているところであること

しかし、第一に、原価計算基準その他の会計原則は、その経緯から、英米法的な慣習法としての効力を持つものとして、企業における会計の慣行のうちから一般に公正妥当と認められるところを要約して設定されたものである。そのため、原価計算基準その他の会計原則は慣習法として位置づけられ、旧商法32条にいう「公正なる会計慣行」として適用されることになる（甲42・37～38頁）。

現行の会社法431条においても「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定されており、企業における会計は原価計算基準その他の会計原則に従うべき法的義務を負うことになる。

また、金融商品取引法193条は、「貸借対照表、損益計算書その他の財務計

算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」と明確に規定している。

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則が依拠する電気事業会計規則も「一般に公正妥当であると認められる会計の原則によって会計を整理すべき」としており、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則も、「一般に公正妥当であると認められる会計の原則」から逸脱することはできない。

したがって、原価計算基準その他の会計原則は、平等原則、比例原則などと同様に、慣習法・一般原則として、18条3項1号の適正な原価を法的に制約するものである。その点は、会社法431条、金融商品取引法193条によっても規定されているところである。

原判決は、この点、電気事業法に明文の規定がないことをもって、それに従う必要がないとするが、それは、慣習法・一般原則としての、原価計算基準その他の会計原則による法的制約が存在することを完全に看過するものである上、会社法431条、金融商品取引法193条という明文の法律の規定にも反するものである。

- 3 本件算定規則の通りとすることは、一般送配電事業の固有のコストではない賠償負担金（相当金）及び廃炉円滑化負担金（相当金）という原子力発電事業者の費用を、一般送配電事業の経費とすることになり、これは、本来なされるべき会計と全く異なる会計がなされ、会計原則の根幹を揺るがす重大な違法であること

さらに、本件算定規則の通りとすることは、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすることである。本件の場合、本件の場合の賠償負担金（相当金）及び廃炉円滑化負担金（相当金）という原子力発電事業者の費用を、送配電事業の経費とすることになる。これは、会計原則の根幹を揺るがすことである。

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、一般送配電事業者によって、小売電気事業者などの託送供給の相手方から徴収され、そのまま、原子力発電事業者に払い

渡されるものである。したがって、本来、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、預り金として入金し、預り金の払い出しとして、原子力発電事業者に払い渡されるところのが相当である。その場合、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、売上（収益）にも経費（費用）にもならないので、損益計算書上には計上されない。

ところが、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金についての本件算定規則 4 条 2 項は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金という、原子力発電事業者の費用を、一般送配電事業の「原価」として整理することを求めるものである。より具体的には、一般送配電事業者の「営業費」として、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を算定することを求める。

そうである以上、一般送配電事業者は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、会計上、「原価」または営業費として整理するほかなくなる。そうなると、一般送配電事業の、売上でもない託送供給の相手方からの「賠償負担金相当金又は廃炉円滑化負担金相当金」分の入金を「託送料収益」として「収益」に計上し、経費（費用）でもない「賠償負担金（相当金）や廃炉円滑化負担金（相当金）」を経費（費用）として計上することとなり、それに沿って、損益計算書その他の計算書類が作成されることとなる（甲 4 8・九州電力送配電株式会社・第 5 期決算公告・損益計算書）。

現に、九州電力送配電株式会社・第 5 期決算公告・損益計算書（甲 4 8）では、「賠償負担金（相当金）や廃炉円滑化負担金（相当金）」が、「営業費用」の中の「電気事業営業費用」として計上されている。他方、託送供給の相手方からの「賠償負担金相当金又は廃炉円滑化負担金相当金」分の入金は、「営業収益」の中の「電気事業営業収益」の中の「託送料収益」に含まれている（次頁の表及び甲 4 8・九州電力送配電株式会社・第 5 期決算公告の「損益計算書」）。

会計原則は、その事業の原価が何かを公開し、需要家・株主その他の関係者が識別可能な状態にし、公正さを保つためのものである。とりわけ、電気事業の企業会計は、電気という公共サービスを提供する企業の正確な財務状況を表示し、株式市場・債券市場・労働市場・電力市場などの参加者をはじめ、電力消費者や

地域住民といったさまざまな利害関係者に、意思決定をおこなうための基礎情報を提供するものである。

ところが、前述の通り、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金のような原子力発電事業者の費用を、一般送配電事業の「原価」ということにすると、原子力発電事業者の費用が、一般送配電事業者の費用として、決算書類上整理されてしまうこ

損 益 計 算 書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

九州電力送配電株式会社

(単位 百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	647,264	営 業 収 益	698,576
電 気 事 業 営 業 費 用	647,185	電 気 事 業 営 業 収 益	698,446
水 力 発 電 費	265	電 灯 料	9,358
内 燃 力 発 電 費	31,632	電 力 料	20,827
新エネルギー等発電等費	357	地 帯 間 販 売 電 力 料	11,773
地 帯 間 購 入 電 力 料	13,672	他 社 販 売 電 力 料	89,607
他 社 購 入 電 力 料	166,096	託 送 収 益	536,688
送 電 費	87,597	事 業 者 間 精 算 収 益	4,073
変 電 費	38,659	電 気 事 業 雑 収 益	26,117
配 電 費	151,257		
販 売 費	23,573		
一 般 管 理 費	84,946		
賠償負担金相当金	5,986		
廃炉円滑化負担金相当金	6,228		
電 源 開 発 促 進 税	30,434		
事 業 税	6,483		
電力費振替勘定(貸方)	△ 7		
附 帯 事 業 営 業 費 用	78	附 帯 事 業 営 業 収 益	130
見守りサービス事業営業費用	78	見守りサービス事業営業収益	130
営 業 利 益	(51,312)		
営 業 外 費 用	11,699	営 業 外 収 益	1,886
財 務 費 用	10,171	財 務 収 益	112
支 払 利 息	10,171	受 取 配 当 金	81
事 業 外 費 用	1,528	受 取 利 息	30
固 定 資 産 売 却 損	47	事 業 外 収 益	1,774
雑 損 失	1,480	固 定 資 産 売 却 益	305
当 期 経 常 費 用 合 計	658,963	雑 収 益	1,468
当 期 経 常 利 益	41,499	当 期 経 常 収 益 合 計	700,463
税 引 前 当 期 純 利 益	41,499		
法 人 税 等	13,796		
法 人 税 等	15,473		
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,676		
当 期 純 利 益	27,703		

とになる。これでは、有価証券報告書その他の計算書類（会計書類）に期待される機能は果たせなくなる。

以上の通り、今回の省令改正によって、本来なされるべき会計と全く異なる会計が、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、なされることとなるのであって、会計原則の根幹を揺るがすものであって、重大な違法であり、会計原則違反となり、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則、会社法 4 3 1 条、金融商品取引法 1 9 3 条にも違反する重大な法令違反となり、憲法 4 1 条に反するものとなる。

4 電気事業法の料金の原価という用語と原価計算基準

原判決は、「原価計算基準により原価と認められないものを適正な原価に含めることを禁じているとは解されない。」と判示しているので、電気事業法の料金の原価という用語と原価計算基準の関係について、一言触れておきたい。

法 1 8 条 3 項 1 号にいう「料金の原価」という用語は、他の公共料金制度である、水道事業、鉄道事業、バス事業などにおいて、同様に規定されている。

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号） 1 4 条 2 項 1 号「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。」

鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号） 1 6 条 2 項「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。」

（法制定時のもの）

道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号） 8 条 2 項「能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。」

（法制定時のもの）

以上の通り、政府の認可を要する公共料金については、「適正な原価」を補償する旨の定めがあることが多い。その場合の「適正な原価」とは、一般に公正妥当な原価計算にしたがって計算された原価、すなわち、「原価計算基準」に準拠

して計算された原価ということと考えられている（甲４２・４１頁から４２頁、甲４４・９頁も同趣旨）。

以上からすると、一般的な企業会計上の原則に加え、特に独占的に料金が決定されている、公共料金については、「適正な原価」とは、一般に公正妥当な原価計算にしたがって計算された原価、すなわち、「原価計算基準」に準拠して計算された原価ということと考えられていた。

原判決の「原価計算基準により原価と認められないものを適正な原価に含めることを禁じているとは解されない。」との判示は、こうした、会計学界の支配的見解を完全に無視し、独占事業における料金認定についての基準としての原価計算基準の規範性についての理解を誤るものである。

5 小括

以上の通り、原判決は、電気事業法に明文の規定がないことをもって、公正なる会計原則の一つである、原価計算基準を完全に無視していいとした点で、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則、会社法４３１条、金融商品取引法１９３条にも違反する重大な法令違反となり、憲法４１条に反している。

その上、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすること、すなわち、賠償負担金（相当金）及び廃炉円滑化負担金（相当金）という原子力発電事業者の費用を、送配電事業の経費にするという取り扱いを定めた点で、その違法の程度は、著しい。

これは、原子力発電事業者の費用という、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業者の費用として、決算書類上整理されてしまうことでもある。これでは、株式市場・債券市場・労働市場・電力市場などの参加者をはじめ、電力消費者や地域住民といったさまざまな利害関係者に、意思決定をおこなうための基礎情報が提供できず、会計原則の根幹を揺るがす問題を発生させる。

原判決は、こうした点を完全に看過するものであって、その法令解釈の誤りの重大さや憲法違反の程度は極めて著しいものである。

第3点 立法趣旨を誤って解するという重大な法令違反（平成11年報告書（乙14号証）を誤って解釈し、法18条3項1号の「適正な原価」の趣旨を誤って理解したこと）と憲法41条違反の違憲

1 原判決の判示

原審は、法18条3項1号の「適正な原価」の意義を検討するにあたり、電気事業審議会基本政策部会によって取りまとめられ、平成11年1月21日に公表された、電気事業審議会基本政策部会報告（乙14）（以下「平成11年報告書」という。）について、

- ・ 平成11年報告書では、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティの確保や環境保全などの公益的課題が示され、託送供給制度の導入後にも全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担を公平に負うことを原則とする旨が記載されている。託送供給制度の下で需要家が公益的課題に必要な負担を負うとは、託送料金を通じて需要家が公益的課題に必要な費用を負担することを意味するものと理解される。
- ・ 平成11年報告書の上記記載は、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係を前提に、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言する趣旨に解される。
- ・ このような法の改正経緯や立法過程における議論等に照らすと、法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」につき託送料金の仕組みを利用した回収スキームを想定していたというべきであり、その後の法改正時の議論状況を踏まえても、その想定に変化が生じたとは認められない。
- ・ したがって、原判決を引用して説示したとおり、経済産業大臣が経済産

業省令において法18条3項1号の「適正な原価」の算定方法を具体的に定めるに当たり、託送料金の仕組みを利用した回収スキームを前提に「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることも、法の委任の趣旨の範囲内のものとして許されると解するのが相当である。

と判示する（9～11頁）。

2 平成11年報告書（乙14号証）の上記記載は、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言したものではないこと

（1）平成11年報告書についての記載内容

しかしながら、原判決が指摘する平成11年報告書（乙14号証）の上記記載（全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担を公平に負うことを原則とする旨）は、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言したものではない。

したがって、この点において原判決は、重大な事実誤認をしており、その事実認定には経験則違反及び憲法違反が存在する。

第1に、平成11年報告書には「託送供給制度において、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」ことを明示的に提言している記述はない。

第2に、平成11年報告書は、託送料金についての原則として「託送コストの公正回収原則」（第一原則）と「事業者間公平の原則」（第二原則）のみを定めており、そこに「公益的課題に要する費用の公平負担の原則」などは記述されていない。

第3に、平成11年報告書では、公益的課題への対応は、電力会社（当時の一般電気事業者）からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことを

もってなされるとしていた。

以上の通り、平成11年報告書では、公益的課題への対応の必要性は触れられているものの、それに対する対処方針として記述されているのは、給電指令及び同時同量などの給電ルールに新規参入者が従うというルール設定のみである。

託送料金については、託送コストの公正な回収のみが記述されている。つまり、一般送配電事業の費用以外の費用を託送料金としては回収しないとされていたのである。

以上の通り、平成11年報告書では、託送料金において公益的課題に要する費用を回収することは記述されておらず、想定もされていなかった。

この点は、当時、政府の審議会の委員としてこの報告書の作成に関与した、八田達夫氏も、「平成11年当時から、需要家は託送料金を通じて必要な負担を公平に負うべきことが確認されていた」事実はない。この点の国の主張は、全くの誤りである。」としている（2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・22頁から23頁まで）ことから明らかである。

それにもかかわらず、原判決は、「全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担」（上告人にて太字・下線）を、「託送料金を通じて需要家が公益的課題に必要な費用」（上告人にて太字・下線）という“費用”について論じたものと誤解したのである。

平成11年報告書は、明確に、「負担」と「費用」を使い分けており、公益的課題に要する費用を託送料金で回収すると述べていない。原判決は、この点において経験則に反した事実認定を行っている。

（2）平成11年報告書の関連する記述

なお、平成11年報告書において、公平な負担に触れられているのは、以下の5カ所である。これらをみても、ここで論じられている「負担」とはあくまで給電指令に従うことでの電気の利用制限に従うことであって、金銭的な負担をする「費用」のことではない。原判決が「負担」を「費用」と読み替えたこ

とは、平成11年報告書から導かれるものではない。誤った経験則による事実認定に基づいて、立法趣旨を誤って解したものである。

① 2頁 「はじめに」 (4)

「制度設計に当たっては、ユニバーサルサービスの達成、供給信頼度の維持、原子力利用の推進等エネルギーセキュリティ・環境保全の観点からの適切な電源構成の確保などの公益的課題と両立することを前提として、必要な制度的対応を講ずる。その際、このために必要な負担はすべての需要家が公平に負うことを原則とする。」

② 3～4頁 第一章「新たな電力システムを検討するに当たっての基本的な考え方」 2 「更なる競争導入による効率化の追求」

「他方、部分自由化については、自由化された部分の競争による電気事業全体の効率化の効果をいかに全需要家に行き渡らせるかの検討が必要となるものの、部分自由化の範囲にもよるが、ユニバーサルサービスは現状どおり維持することが可能である。また、新たな市場参加者の数が限定されていることから、供給信頼度維持のためのシステムやルール設定についても比較的容易と考えられる。さらに、エネルギーセキュリティ・環境保全のための望ましい電源構成についても、その主要な担い手となる電力会社の需給見通しの確実性が確保されやすく、電力会社を中心とする自主的な取組みとこれに対する需要家の公平な負担による支援等より柔軟な対応が可能となろう。」

③ 8頁 第二章「制度設計の概要」 第一節「小売分野における部分自由化の具体的設計」 3 「託送制度について」 (2) 「託送ルールの在り方」

④ 「公益的課題達成のための必要事項について」

「公益的課題のうち、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティ・環境保全に関する事項については、いずれもネットワークを保有する電力会社の給電指令によって担保されるものである。すなわち、供給信頼

度の確保については、発電と送配電の一体的な形成及びその運用が必要であり、これを担うのは電力会社である。また、エネルギーセキュリティ及び環境保全の確保については、これを達成できるよう原子力・水力などの開発・運用を行う必要があり、これについても電力会社の給電指令によって担保されるものである。

すなわち、供給信頼度の確保については、発電と送配電の一体的な形成およびその運用が必要であり、これを担うのは電力会社である。また、エネルギーセキュリティおよび環境保全の確保については、これを達成できるよう原子力・水力などの開発・運用を行う必要があり、これについても電力会社の給電指令によって担保されるものである。

以上のことから、利用者は託送利用に当たって電力会社の給電指令に従う必要があり、例えば以下の事項について、新規参入者が遵守することが適当である。

- ・ 給電計画の提出に関する事項（系統安定上の要請）
- ・ 同時同量に関する事項（系統安定上の要請）
- ・ 事故、緊急時における優先給電指令に関する事項（系統安定上の要請）
- ・ 水力・原子力などの供給確保に関する事項（セキュリティ及び環境保全上の要請）」

④ 9頁4「公益的課題との両立の方策について」

「このためには、行政、ネットワークの形成・運用を行う主体としての電力会社、供給事業者及び需要家が適切に役割を分担する必要がある。

すなわち、電気の供給は電力会社の形成したネットワークを利用して行われるものであり、電力会社が新規参入者に対して託送約款に基づく給電指令を適切に行うことを通じて公益的課題を達成することが基本となる。行政は、その公益的課題の内容設定などを行うことが求められる。

一方、電気が国民生活や経済活動に不可欠な財であることに鑑みれば、電気の供給が途絶するなどの緊急事態においては、行政がその事態を処

理すべき責任を負う必要がある。具体的には、こうした場合においては、行政が直接、新規参入者やその需要家に対しても、発電命令や電気使用制限命令を出すことによって対応することが効率的である。

さらに、需要家はこうした公益的課題の成果を享受する主体であり、そのために必要な負担についても、すべての需要家が公平に負うことを原則とする。」

⑤ 14頁「おわりに」

「公益的課題の追求という政策的側面に着目すれば、電気事業者と行政、需要家の三者間の役割分担を明確にしながら、これを追求していくことを第三の趣旨とするものである。すなわち、電気事業者による常時の対応、行政における緊急時の対応、需要家による公平な費用負担を原則として、公益課題を追求するということである。」

なお、⑤（平成11年報告書の14頁）においては、「費用負担」という用語が用いられているが、これをもって、需要家から託送料金に上乗せして費用を徴収するという意味に理解するのは誤りである。ここで言っているのは、「常時の対応」、すなわち、日常的な電気需給の変動の際に予定される調整用電源の調達費用や、「緊急時の対応」、すなわち、災害時、発電所の事故、急激な電気需要の変化があった際に電源費用を負担する際に、公平に負担することであって、後述する、適切な電力供給を行うための送配電のコストのことであり、それを需要家が公平に負担することはある意味当然の話で、かつ、給電司令に従うということに含まれるかその延長線上にある話である。

ここでは、送配電のコストを超えたコストについて、費用負担させることは想定されていない。

3 平成11年報告書に基づく「託送料金」の範囲 「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」は「託送料金」に含まれない

こと。

平成11年報告書は、電気事業法改正による部分自由化の開始と、電力市場における競争導入の必要性、さらには国際競争力や環境対応といった政策的要請を背景として、競争原理の導入と電気事業の公益的機能との調和を図る制度設計の方向性を提示する目的で作成された。

すなわち、同報告書は、第一章の「2」において「**更なる競争導入による効率化の追求**」とのタイトルを掲げ、冒頭以下のように述べている。

近年の電気事業を巡る状況には、大きな変化が見られる。すなわち、産業活動の基盤的要素である金融、物流、エネルギー、情報通信などに関する高コスト構造の是正が我が国の経済構造改革の主要課題として認識されている中で、電気事業についても更なる効率化が要請されている。

（上告人にて太字・下線）

その上で、3つ下の段落において、以下のように述べている。

以上のような状況変化の下では、更なる競争導入による効率化の追求と公益的課題への対応の最適な組合せについて再度検討する時期に来ていると考えられる。（上告人にて太字・下線）

そして、同章の最後に、以下のようにまとめた。

以上のような理由により、我が国においては部分自由化を軸に電気事業制度改革を行うこととするが、制度設計に当たっては、以下の3つの原則により行うことが適当である。

第一に、経営の自主性を最大限確保し、行政の介入を最小化することである。（上告人にて太字・下線）

第二に、対等かつ平等な競争を確保することである。電力会社と新規参入者が、ともに供給信頼度の維持などに必要十分な責任を負いながら対等の条件で競争すること、そして、この対等競争が規制強化とならず透明かつ公正であることを前提とした送電線の利用に関するルールなどの諸制度によって有効な競争となることが求められる。（上告人にて太字・下線）

（注 この報告書がここで言っている「電力会社」は、現在の旧一般電気事業者系の発電事業者のことであり、新規参入者は、それ以外の発電事業者のことである）

第三に、全需要家へ効率化の成果を行き渡らせることである。

以上の結果、同報告書では、小売自由化に伴い新規の発電事業者に送電ネットワークを開放することとしたので、送電ネットワークの利用にかかる費用の回収スキームが必要となったことを背景として、平成11年報告書は、

ネットワークを有する電力会社と新規参入者との対等で有効な競争関係を確保するためには、ネットワークの利用に関するルールを、透明で客観的なものとして定めることが必要である。このルールがいわゆる託送制度である。（同報告書・7頁）

と託送制度の必要性を措定し、そのうち、託送料金については、「託送コストの公正回収原則」「事業者間の公平の原則」の二つを柱として料金の制度設計を行うべきことを示した。

第1原則：託送コストの公正回収原則

託送料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスを具体的かつ明確に特定した上で、そのコストを適正に回収することが必要である。

(8 頁)

第 2 原則：事業者間公平の原則

託送料金は、ネットワークの所有者・運用者である電力会社、供給区域外の電力会社、新規参入者にとって『同一』であることが必要である。

(8 頁)

そして、平成 11 年報告書をまとめる過程では、託送料金に「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が含まれるという議論はなされていない。

特に、一部の発電事業者に要するコストを、託送料金に含ませて徴収することとなると、その発電事業者を優遇することになり、託送料金は、新規参入者との間で平等ではなくなり、第 2 原則に反することになる。

平成 11 年報告書は、託送制度・託送料金制度の創設にあたって、その制度の趣旨として、託送料金制度における、公正さ・透明性が必要なことが競争との関係で述べられており、ネットワークを有する電力会社と新規参入者との対等で有効な競争関係を確保することに重点が置かれている。

以上からすれば、特に、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を「託送料金」に含めて回収するとすることはそもそも想定されていない。まして、一部の発電事業者に関するコストを、託送料金に含ませて徴収することは、ネットワークを有する電力会社と新規参入者との対等で有効な競争関係を阻害することになるので、同報告書においては、否定されている。

その点で、本件で問題となっている、一部の発電事業者（原子力発電事業者）のコストである、賠償負担金や廃炉円滑化負担金までも「公益的課題」に含めることを念頭にした、「平成 11 年報告書において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金に含めて回収することを提言する趣旨が記載された」との原判決の判示は、平成 11 年報告書を誤読し、

誤解し、託送料金制度の趣旨を誤って解しているものであって、その判断には、経験則に反するという、重大な法令解釈上の違法及び憲法違反がある。

4 小括

以上のとおり、原判決は、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解し、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が託送料金に含まれるとした点で重大な誤りがある。

平成11年報告書は、そのような費用の託送料金による回収を提言した事実はない。

これは、託送料金制度の制度趣旨を誤って解するという重大な法令違反である。

したがって、原判決には、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解した点で、経験則に反した事実認定をし、誤った法令解釈をしており、重大な法令違反及び憲法41条違反が認められる。

5 そもそも、平成11年報告書において、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が託送料金に含まれていたという議論すら、平成29年4月の国会での経済産業大臣の答弁において、初めて現れた主張であること

（1）平成29年4月の国会での経済産業大臣の答弁において、初めて現れた主張

さらに経過を正確に分析すると、経済産業省の国会での答弁・報告書などにおいて、「平成11年報告書において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用が託送料金に含まれていた」との主張自体、平成29年4月の国会での経済産業大臣の答弁までされたことがなかった。

すなわち、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案を審議する平成29年4月12日衆議院経済産業委員会において、「公益的な費用だからということで追加するとしたら、この送配電網の託送料金にどんどん追加される…託送料金に今後も追加する上でのルールや歯どめというのはしっかりとやっているんでしょうか。」という落合委員の質問に対し、経済産業大臣

が以下のように答弁した。（乙 3 3 ・ 1 7 頁）

全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていた
だいて（A）、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった
（B）。

これが、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できるという議論が、平成11年の報告書に先立ってなされ、平成11年報告書でそうしたメカニズムが入れられた」という主張がされた最初の機会である。

第一に、この答弁では、「そういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしてください」としている（上記A）が、そうした議論はされていない。

経済産業大臣が指す「そういった費用」とは、原子力発電の設置コストや事故が起きた時の賠償負担金などを対象としているが、平成11年当時、経済産業省及び電力会社（当時の一般電気事業者）は、**原子力発電は、多額の賠償負担が生じるような事故が発生することはないとし、また、原子力発電は安い発電であると盛んに宣伝しており、原子力発電の設置コスト・廃止コストや事故が起きた時の賠償負担金などが課題となることを全く想定していなかった。**そうした想定がない以上、その点を議論することもあり得ないし、実際、そうした議論もされていない。

その点は、平成11年報告書をみても明確である。平成11年報告書のどこをみても、原子力発電の設置コスト・廃止コストや事故が起きた時の賠償負担金は議論されていない。

第二に、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった（上記B）

という事実もない。そもそも議論もされていないのだから、「託送料金で回収をするというメカニズムを入れた」事実などあり得ないが、すでにみたように、平成11年報告書では、託送料金についての原則としては、「託送コストの公正回収原則」（第一原則）と「事業者間公平の原則」（第二原則）のみを定めている（乙14・8頁）。

そこに「公益的課題に要する費用の公平負担の原則」などは記述されていない。

公益的課題への対応は、平成11年報告書では、託送料金について規定する項目とは別の「④ 公益的課題達成のための必要事項について」（同報告書8頁）という項目に記載されている。そこに記載されていることは、電力会社（当時の一般電気事業者）からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことである。

電力自由化は、従来、同一社内で行なっていた発電事業に対する指令を外出しすることになり、それは、外部の発電事業者に対する給電指令を出すとともに、需要家に対しても需要調整をお願いすることになる。自由化が進行すると、市場ルールで一定程度需給調整が図れるようになるが、それでも、給電指令による調整は必要である。電力自由化をする以上、給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことは、需要家が負うべき当然の負担である。平成11年報告書が想定している「公益的課題」とはその範囲であって、これまで見たように、廃炉時のコストや事後的に発生した賠償負担金などはその範囲の中に想定されていない。

したがって、平成11年の時点で、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった（上記B）という事実は認められない。

以上の通り、平成29年4月12日衆議院経済産業委員会における、経済産業大臣の答弁において述べられた、平成11年当時、「そういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていただいた」事実も、「託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった」事

実も存在しない

この「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、２０００年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていただいて（A）、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった（B）。」という経済産業省の見解が明確に示されたのは、この平成２９年４月１２日の国会答弁が初めてである。

（２）平成２９年２月の電力システム改革貫徹のための政策小委員会の「中間取りまとめ」（乙３７）においては、平成１１年報告書の段階からそれが予定されていたとの記述はなく、逆の記述があること

その直前の、平成２９年２月の電力システム改革貫徹のための政策小委員会の「中間取りまとめ」（乙３７）においても、平成１１年報告書の段階からそれが予定されていたとの記述はない（乙３７・２１頁参照）。

むしろ、「中間取りまとめ」（乙３７）では、賠償負担金について、「本来、発電部門の原価として回収されるべき過去分について、託送料金の仕組みを通じて広く全需要家に負担を求めるに当たっては、その額の妥当性を担保する措置を講ずる」「原子力に関する費用について、託送料金の仕組みを通じた回収を認めることは、結果として、原子力事業者に対し、他の事業者に比べて相対的な負担の減少をもたらすものである。このため、競争上の公平性を確保する観点から、（中略）一定の制度的措置を講ずるべきである。」（乙３７・２１頁）などと、「平成１１年当時から予定されていた」ということとは矛盾することが記述されている。

また、廃炉円滑化負担金についても、「発電、送配電、小売の各事業が峻別された自由化の環境下で、発電に係る費用の回収に託送料金の仕組みを利用することは、原発依存度低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成するために講ずる例外的な措置と位置付けられるべきである。」「発電に係

る費用については、本来、発電部門で負担すべきであり、託送料金の仕組みを利用して廃炉会計制度を継続することは、制度を適用した事業者と他の事業者との公平な競争環境を損なうこととなる。」（乙３７・２４～２５頁）と、これも、「平成１１年当時から予定されていた」ということとは矛盾することが記述されている。

（３）総合資源エネルギー調査会・電力システム改革小委員会・制度設計ワーキンググループの第３回会合（２０１３年（平成２５年）１０月２１日開催）の事務局取りまとめ資料の記載及び平成２６年の国会答弁

総合資源エネルギー調査会・電力システム改革小委員会・制度設計ワーキンググループの第３回会合（２０１３年（平成２５年）１０月２１日開催）の事務局取りまとめ資料（乙２０号証）において、経済産業省の事務局は、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」としている。

しかし、「平成１１年報告書で電気の全需要家が公平に負担すべき費用は託送料金で回収できる仕組み」とされていれば、平成２５年の時点で、「必要ではないか」との問題提起型の文章とされることとはならないはずである。

乙２０号証の記述自体、平成１１年報告書において提言されていたとの判示とは整合しない。平成２６年時点では、経済産業省としても、平成１１年報告書において、電気の全需要家が公平に負担すべき費用は託送料金で回収できる仕組みとされていたとの認識ではなかったのである。

この点は、平成２６年５月１４日の衆議院経済産業委員会における、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の答弁においても、「基本的には、託送につきましては、託送業務に係る費用を回収するというところでございます。先ほど申し上げましたとおり、全需要家が公平に負担すべき費用として、負担の公平性あるいは事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収すべきものがあるかどうか、これについては必要に応じて検討していくということござい

まして、今現状は発電費に入っておりますけれども、今後については、もしそういう必要があれば検討していくということでございます。」と述べている（第一審判決・５０頁から５１頁、乙５８・３７頁１段目）ことから明らかである。

「これについては必要に応じて検討していくということでございます」としているところからも、少なくとも、平成２５年から平成２６年の時点では、「平成１１年報告書において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用が託送料金に含まれていた」ということは矛盾する内容が、経済産業省の事務局作成資料や国会答弁で述べられているのである。

ちなみに、第一審判決においては、「第２ 事案の概要」「３ 前提事実」の「別紙３」の「前提事実」「１ 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「(ア) 託送供給制度について」の「d」において、「電力システム改革小委員会は、総合資源エネルギー調査会（経済産業大臣の諮問機関）の下に設置され、その作業部会である制度設計ワーキンググループにおいて、小売分野の全面自由化に伴う法の平成２６年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者を引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討し、『小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。』との提言をした（乙２０【３３頁】）」と記載し（上告人にて太字・下線）、さらに、同「e」において「上記dのような専門家の意見も踏まえ」と記載した（上告人にて太字・下線）が、乙２０号証は、その体裁からして事務局が作成した、事務局提出資料にすぎず（乙２０号証は、「事務局提出資料」と記載している）、「提言をした」事実もなければ、そのような「専門家の意見」が出された事実もない（経済産業省のホームページの記載

(甲 2 4 号証)。この点は、原判決においても、第一審判決の誤りを認め、
「提言をした」との点、「専門家の意見」との点はいずれも削除されている。

(4) 小括

以上の通り、経過を正確に見れば、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金ともに、経済産業省としても、発電事業者が負担すべき費用であることが認識され、これを託送料金で回収することは、発電事業者間の公平な競争を害するおそれがあることも認識されていた。

他方、平成 2 9 年 4 月の経済産業大臣の答弁までは、「平成 1 1 年報告書の時点で、託送料金制度の制度趣旨に、電気の全需要家が公平に負担すべき費用は託送料金で回収できる仕組みとされていた」との認識でもなかったのである。

平成 2 9 年 4 月の経済産業大臣の答弁に至る過程で、誰かが、事実と反するストーリーを作り上げた可能性がある。丁寧に事実をみるならば、その判断が誤りであることはわかったはずのものである。法律家として、そのようなレベルの誤りがなされたことは極めて残念である。原判決のこの誤りは重大であり、正されなければならない。

第4点 平成11年報告書のいう「公益的課題」の中に、賠償負担金や廃炉円滑化負担金が含まれるとした重大な法令解釈の誤り及び賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」だと解した重大な法令解釈の誤りと憲法41条違反の違憲

第1 平成11年報告書のいう「公益的課題」の内容についての解釈を誤り、平成11年報告書は賠償負担金や廃炉円滑化負担金を公益的課題と考えていないこと

1 平成11年報告書に基づく「公益的課題」の内容

(1) 原判決の判示

原判決は、電気事業法18条3項1号にいう「適正な原価」の解釈にあたり、平成11年報告書の記載を根拠として、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」は託送料金の原価に含まれ得るとの解釈を展開した上で、賠償負担金や廃炉円滑化負担金もかかる「公益的課題」に含まれると解し、これらの費用が託送料金原価に含まれることは法の委任の趣旨の範囲内にあると判断する。

(2) 平成11年報告書は、そもそも、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を公益的課題と考えていないこと

すでにみたように、平成11年報告書は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を、託送料金の原価に含まれ得るなどといったことは一言も言っていないし、法18条1項、同条3項1号の文理解釈からもそのような解釈はできない。また、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすることは、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則に反し、会社法431条、金融商品取引法193条にも反するものである。

以上からして、そもそも、公益的課題のための費用であっても、それが一般送配電事業の固有のコストでない限り、託送料金の原価にすることはできない。

しかし、そもそも、賠償負担金や廃炉円滑化負担金は、平成11年報告書において、公益的課題と考えられていない。原判決は、その点でも解釈を誤るも

のである。以下詳述する。

(3) 平成11年報告書における公益的課題

平成11年報告書は、電力小売自由化の制度設計にあたって、競争導入と並立すべき「公益的課題」として、以下の3点を掲げるにとどまる。

- ・ 供給信頼度の確保
- ・ エネルギーセキュリティの確保
- ・ 環境保全への対応

これらはいずれも、報告書において明示された「公益的機能」として、自由化制度の枠内で電力会社の給電指令や送配電ネットワーク運用を通じて担保されるべき課題とされているものである（23頁）。

原判決は、報告書に「公益的課題」の例示としてこれら3点が示されていることをもって、将来的に発生するあらゆる社会的課題を託送料金原価に含めることができるとの一般原則が示されていると解している。しかしながら、報告書にはそのような規範的定義や制度拡張を許容する記載は一切存在せず、具体的に対象としているのは上記の3類型に限定されている。

そもそも平成11年報告書は、発電事業者に送電ネットワークを開放することになったため、送電ネットワークの利用にかかる費用の回収スキームが必要となったことを背景として託送料金制度の必要性を措定し、「託送コストの公正回収原則」「事業者間の公平の原則」の二つを柱として料金の制度設計を行うべきことを示したように、あくまで託送制度にかかわる料金を念頭に提言をしている。原判決は、それを超えて、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言するとまで解釈するが、このような解釈は、報告書の文言及びその作成経緯から直接導かれないものであって、そのように読み込むことは、報告書自体の提言の範囲を超えるものであり、その限界を無視した裁判所による恣意的な解釈にほかならない。

また、平成11年報告書には、原子力発電所事故に起因する損害賠償費用や、

政策的判断に基づく廃炉費用といった個別かつ後発的な支出（いわゆる制度外・事後的費用）について、これを「公益的課題」として託送料金原価に組み入れるべきとする記載は一切存在しない。

したがって、これらの費用を公益的課題に含めることが報告書の趣旨に沿うとする原判決の論理は、報告書の記載に基づかない独自の価値判断によって法の委任趣旨を拡張するものであり、法令違反及び憲法41条違反の誤りがある。

2 拡大解釈において用いた電源開発促進税の位置づけこそ、国会で議論されており、本件もこれに倣うべきものである。

さらに原判決は、平成11年の国会審議において、「公益的課題」の代表例として挙げられた電源開発促進税に言及し、同税が託送料金の仕組みによって回収されていたことを根拠に、「電気事業に係る公益的課題に要する費用」一般が託送料金原価に含まれうるとの判断を示している（原判決10頁）。

しかしながら、**電源開発促進税は、電源開発促進税法に基づいて国会の議決を経て創設された租税**であり、その負担の正当性は、法律に基づいて国民が公平に分担するという財政民主主義の枠組みによって支えられている。すなわち、平成11年報告書がいう「公益的課題」の費用をすべての需要家が公平に負担すべきであるとしても、その手段として法律による課税措置が採られていたことが重要であり、電源開発促進税はまさにその典型例にあたる。

これに対して、本件の賠償負担金および廃炉円滑化負担金は、立法措置を経ることなく、経済産業省令等に基づき行政的に託送料金原価に算入されたにすぎず、その費用負担の在り方は、国会審議という正統な民主的手続きを経ていない点で、電源開発促進税とは制度的に根本的に異なるものである。

にもかかわらず、原判決はこの点を一切検討することなく、電源開発促進税が「公益的課題」として託送料金で回収されていた事実をもって、本件のような制度外・事後的費用にまで「公益的課題」の概念を拡張し、託送料金原価に含めることが許容されると解釈したのである。

平成11年報告書の文言に照らせば、電源開発促進税のように公益的課題の費

用を国民全体で公平に負担すべき場合こそ、法律による明確な課税根拠が設けられていたことが制度の前提であり、本件のような行政解釈のみに基づく負担措置は、むしろ報告書の構造から逸脱している。

したがって、原判決のように、かつては立法措置を要していた費用回収スキームを、今回は行政解釈のみで許容するという判断は、平成11年報告書を拡大解釈するものであり、電気事業法の委任の趣旨を超える重大な法令違反及び憲法41条違反となる。

3 小括

以上みたとおり、原審の「適正な原価」についての解釈は、平成11年報告書の記載及び「公益的課題」の議論範囲を超えて、裁判所において新たにまったく異なったものを含ませるものである。その際、原審は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることの立法意思が形成された根拠として、上述のとおり電源開発促進税を例に挙げるが、電源開発促進税は立法により制定されたものである。この点において、本件において議論されている本件算定規則に基づく賠償負担金や廃炉円滑化負担金の制定とは大きく異なるにもかかわらず、拡大解釈の根拠として用いている。

したがって、原審が採用する解釈は、国民にとって予測可能性のない事項を立法者意思に追加するものであって、電気事業法の委任の趣旨の範囲を逸脱する重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反となる。

第2 賠償負担金は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではないにもかかわらず、そのように解した原判決の重大な違法

1 賠償負担金等が「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」に該当するとする原判決の判示

- (1) 「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように

確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない」との原判決の判示

原審において、上告人は、賠償負担金等が「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用に該当するか否かに関して、賠償負担金について、「原子力損害の賠償に関する法律（以下、引用部分などを除き、「原子力損害賠償法」という。）3条及び4条の規定からして需要家に賠償負担を課すことが認められない」から、賠償負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではない」と主張した。

それに対し、原判決は、「原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないと定めているが、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」と判示し（原判決11頁）、また、それに関連し「（原子力事業者は、同法6条・7条の損害賠償措置額（1200億円）を超える損害の賠償に備える資金を確保する必要があることは否定できない。」と判示した（原判決12頁）。

（2）「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」との原判決の判示

上告人は、原審において、その事故を起こした原子力発電事業者の発電する電気の需要家であったことすらない、全国の人々に、損害賠償資金の捻出をさせることは、民事法上は全く根拠のない話である上、事故の原因者に事故防止のインセンティブを与えなくなることになるという多大な経済的非効率を生む

(2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・13頁)と主張した。

それに対し、原判決は、「電力の需要家を総体として捉える」という論理を持ち出して、「個々の需要家ごとに過去の原子力発電による電気の利用の有無を確認して需要家ごとに個別に託送料金を定めることは現実的に不可能であるから、託送料金の制度設計をするに当たっては、電気の需要家を総体として捉えざるを得ない」とした上で、「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」(原判決13頁)と判示した。

- 2 「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」との論理には、重大な法令解釈の誤りがあること

(1) 法令解釈の重大な誤り

しかし、「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」との論理には、重大な法令解釈の誤りがある。

- (2) 同法6条・7条の損害賠償措置額(1200億円)を超える損害の賠償に備える資金を確保すべき責任を負っているものは誰か。

第一に、上記論理は、原子力損害を生じる前に、同法6条・7条の損害賠償措置額(1200億円)を超える損害の賠償に備える資金を確保すべき責任を誰が負っているのかという点を完全に看過している。

すなわち、原子力損害賠償法は、3条及び4条において、原子力事業者のみ

が損害を賠償する責任を負うとし、さらに、6条以下において、原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を誰が準備すべきであることを明確にしている。

同法6条以下の規定は、原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を準備するべきなのは、原子力事業者であることを明確にしている。原子力事業者は、原子力損害を賠償する責任を負う以上、想定される損害の賠償のために備えるべきであった資金を準備する責任も負う。

このことは、原子力事業者の賠償責任が、無過失責任とされ、不可抗力免責が成立する範囲も限定され（原子力損害賠償法3条第1項）、原子力事業者に重い責任を課している点（民法709条、710条参照）、原子力損害の賠償の責任主体は、あえて原子力事業者に限定されており（原子力損害賠償法4条）、国民が原子力損害の賠償を負担することは全く想定されておらず、むしろ忌避されている点からも明確である。

そしてさらに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「原賠機構法」という）が、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付等を行うための仕組みを規定し、その業務の原資となる負担金の納付義務を原子力事業者に対してのみ課していることも以上を裏付ける（原賠機構法1条、第5章第2節）。

想定される損害の賠償のために備えるべきであった資金は、原判決がいうように、1200億円では不足であろう。その場合、原判決がいうように、「（原子力事業者は、同法6条・7条の損害賠償措置額（1200億円））を超える損害の賠償に備える資金を確保する必要がある」のである。

しかし、まさにその資金の確保のために制定された原賠機構法は、上記の通り、その原資となる負担金の納付義務を原子力事業者のみに課しているのである。

（3）不法行為に基づく損害賠償の支払いを、一般消費者に負担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害

し、経済学的には、不効率をもたらし、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構（OECD）のPolluter-Pays Principleにも反すること

第二に、賠償負担金は、福島第一原発事故の賠償費が膨らんだ中で、その不足分 2.4 兆円を穴埋めするために負担を求められたものであり、福島第一原発事故の損害賠償金に充てられるものである（毎日新聞2017年2月3日記事・＜論点＞原発賠償・廃炉費の転嫁（甲第20号証））。

実際、賠償負担金として、原子力発電事業者に渡された金員は、そのまま、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に渡され（原賠機構法38条）、福島第一原発事故の損害賠償に充てる資金に使用されている（原賠機構法41条）。

また、被上告人の経済産業省自体、平成29年における国会での質疑で、賠償負担金は、福島第一原発事故の損害賠償に充てる資金に使用されるとしている。平成29年4月5日の衆議院経済産業委員会で、経済産業大臣は、「福島の復興のため、福島の皆さんに必要な賠償金を支払う原資である」（平成29年4月5日衆議院経済産業委員会議事録39頁・甲第21号証）と答弁し、平成29年4月25日の参議院経済産業委員会でも、経済産業大臣は、「過去分の2.4兆円はこれ何らかの形で措置しなければいけない、そうでないと福島の皆さんへの賠償を貫徹ができない」（平成29年4月25日参議院経済産業委員会議事録29頁・甲第22号証）と答弁している。

原発事故の損害賠償責任は、その本質は、不法行為に基づく損害賠償である。不法行為に基づく損害賠償は、被害救済機能と並んで、事故の再発防止機能も有している。事故の再発防止機能という観点からみた場合、事故を起こした原子力発電事業者及びその事業に関係した者がその責任を十分に問われることが重要である。その責任を曖昧にすることはモラル・ハザードとなる上、事故の再発防止機能を大きく阻害する。

「外部不経済によって生じる損害は、発生者に負担させる」原則は、事故防止投資の促進などの観点から効率的であることによる。この原則は、原子力損害賠償法が制定された1961年の6年後に制定された公害対策基本法（法律

昭和42年第132号)において規定され(公害対策基本法第22条)、経済協力開発機構(OECD)が1972年に提唱した、汚染者負担の原則(Polluter-Pays Principle)にも合致するものである(大島意見書(甲31の1・8頁)および2024年10月30日八田意見書(甲46・14頁))。なお、この原則は、公害問題における、外部費用の内部化を、法原則にまで高めたものと言える。その後、環境基本法では、汚染者負担原則は、37条において、原因者負担として承継されている。

不法行為に基づく損害賠償の支払いを、一般消費者に分担させることは、**汚染者負担の原則**に反し、不法行為の重要な機能である**事故の再発防止機能**を害し、経済学的には、**不効率**をもたらし、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構(OECD)のPolluter-Pays Principleにも反する。

以上の通り、原子力事業者(原子力発電事業者)は、原子力損害を生じさせる事故の損害賠償責任を完全にかつ唯一負っており、かつ、その事故に備えて資金を確保しておくべき責任を負っている。

その責任は、汚染者負担の原則、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能、経済学上の不効率を防ぐべく規定された国際原則のPolluter-Pays Principleに基づくものである。

原子力損害賠償法は、法律で、「原子力事業者(原子力発電事業者)が、原子力損害を生じさせる事故の損害賠償責任を完全にかつ唯一負っており、かつ、その事故に備えて資金を確保しておくべき責任を負っている」ことを規定している。

法律レベルでの特段の規定なくして、この原則に反することを省令で定めることは、憲法41条に違反するとともに、電気事業法、原子力損害賠償法の法令解釈を誤る重大な法令解釈の誤りである。

(4) 需要家に原子力損害賠償の責を負わせるものではないとの原判決の判示の誤り

原判決は、前述の通り、「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収す

ることは、同法 3 条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」と判示する（上告人にて太字・下線）が、下線部は、完全な誤りである。

なぜなら、「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題」は、当然に「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を誰が確保すべきかという問題」であり、また「事故が起きた場合の損害賠償金を誰に負担させるかという問題」を含んでいるからである。これらは切り離せない。

したがって、原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金（の支払い）を需要家に負担させることは、原子力損害の賠償やその原資となる資金を需要家に負担させることになる。原子力損害の賠償やその原資となる資金（の支払い）を需要家に負担させることは、実質的には需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせることと同じである。

とりわけ、本件算定規則と本件施行規則は、託送料金制度の仕組みを利用して、需要家に「賠償負担金」を支払わせるものであるから、需要家に原子力損害の賠償の責めを現に実行させているのと同じである。

このようなことを認める本件算定規則と本件施行規則が、原子力損害賠償法及び原賠機構法と抵触することは明らかであり、そのような規定の制定を電気事業法 18 条 1 項が経済産業大臣に委任しているとは到底解釈できるものではない。

そしてさらに特筆すべきことは、本件福島原発事故の被害者も当然「電気の需要家」に該当するのであるから、本件算定規則と本件施行規則は、福島原発事故の被害者にも、原子力損害賠償の原資（賠償負担金）を負担させる規定となっているという点である。これは正に原子力損害の被害者に賠償の負担を負わせ、実質的に支払いをさせるものであるから、著しく原子力損害賠償法及び原賠機構法に反する。

原子力損害賠償法も原賠機構法も、前記の通り原子力損害に対する賠償は原子力事業者のみが責任を負担し、かつその資金の準備をすべきことを規定しているのであるから、両法が、広く一般の電気需要者は言うに及ばず、原子力損害賠償の対象者である福島原発の被害者からも回収し、これを負担させることを許容していると解釈することは到底不可能である。原判決はこれをも許容する結論となっている点で、法律の解釈を大きく誤るものである。

以上を鑑みると、仮に原判決のように託送供給制度を、託送料金を通じて需要家が公益的課題に必要な費用を負担させるものとし、それを回収する仕組みであると解釈できたとしても（これが誤っていることは今までの第1点、第2点、第3点において論じてきたところである。）、賠償負担金が、原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために使用される金銭である以上、広く電気の全需要家＝国民に負担させるべき性質の費用とは言えない。また、その支払いを需要家に強いることは、原子力損害賠償法4条にも反する。

したがって、原判決が賠償負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」に該当するとした判断には誤りがある。

- 3 「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」との論理には、重大な法令解釈の誤りがあること

(1) 原判決の論理破綻 個人との関係を基礎とする近代市民法理と相容れない

しかし、「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」という論理は、論理として破綻している。

第一に、本件では、契約関係において、金銭の支払い義務を課すという、権利義務の明確な変動をもたらすことを行いながら、その権利義務の変動を受容

させるに当たって、その個人個人については、理由がないかもしれないが、他の人々の多くに理由があるから、あなたも例外なく負担しなければならないとしている点である。

近代市民法論理は、個人個人との間の権利義務を定めるものであって、それを総体として把握するという論理とは全く相容れない。

原判決のいう、「総体」論は、近代市民法理からして到底認められないものである。

- (2) 過去の利益享受論で、適法なことについて、法律の定めなく覆すことはできないこと、法令の規定に従って正しく徴収されてきた料金について、それが安すぎたという一般的理由で、過去に遡って徴収することは、正当化されないこと

第二に、そもそも、過去に利益享受があったからといって、その利益享受が法律の規定に従って、適法に定められ、行われ、その対価が支払われてきたものについて、法律の特段の規定なくして、追加徴収することができるのか。

このような論理を許すと、例えば、国が誤って健康保険料を法令上安く設定しその定めに従って徴収してきたが、法令上の規定をするにあたっての計算ミスがあったので、法令を改廃して、過去に遡って徴収することができるということ認めることになる。

本件で問題となっているのは、法令の規定に反して誤って安く徴収されてきた料金の訂正をする問題ではない。法令の規定に従って正しく徴収されてきた料金について、それが安すぎたという一般的理由で、過去に遡って徴収するというものである。

法律不遡及の原則に反するものであって、正当性がない。

- (3) 平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、いかなる意味でも、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えず、総体論では徴収を正当できないが、それらのものにも負担をさせていること

どんなに電力の需要家を総体として捉えても、平成23年3月31日より以

降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えない。

すなわち、賠償負担金は、本件施行規則第45条の21の3において、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったものと定義するのだから、平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えない。

その数は令和5年時点でさえ優に1000万人を超えている（厚生労働省・人口動態調査）のであるが、「過去」＝「平成23年3月31日以前」におよそ安価な原子力発電による電気を利用不可能なこれほど多くの国民からも、「安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた」と見なして賠償負担金を回収することは公平とはいえず、正当化は困難である。

4 小括

以上の通り、賠償負担金は、不法行為に基づく損害賠償であり、その支払いを、一般消費者に負担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害し、経済学的には、不効率をもたらす、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構（OECD）のPolluter-Pays Principleにも反する。また、原子力損害賠償法の3条・4条の明文の規定にも反する。

原判決は、「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」と判示するが、「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題」は、当然に「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を誰が確保すべきかという問題」であり、また「事故が起きた場合の損害賠償金（の支払い）を誰に負担させるかという問題」を含んでおり、それらは切り離せない。原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために使用される資金を広く需要家から確保すると

言うことは、本来、原子力発電事業者が負うべき損害賠償義務（の支払い）を、広く電気の全需要家＝国民に負担させることになり、正当性がない。

さらに、「全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたから、原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、現在の全需要家から公平に回収することには、正当性がある」との論理及びその前提としての「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。」との論理には、重大な法令解釈の誤り及び憲法違反がある。

すなわち、その事故を起こした原子力発電事業者の発電する電気の需要家であったことすらない、全国の人々に、損害賠償資金の捻出をさせることには正当性がなく、「総体」論は、近代市民法理と真っ向から反するものでもある。また、過去に法令に従って適法に料金を支払ってきた者に、何ら法律の規定なく、追加の負担をさせることは法の原則に反する。そして、平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えないにもかかわらず、法律の定めなく、負担を強いられるのであって、それは明らかに重大な違法である。

以上の通り、賠償負担金は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」と解することも、平成11年報告書のいう「公益的課題」に含まれると解することも、いずれも重大な誤りである。そのように解した原判決には、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

第3 廃炉円滑化負担金は、「送電に関する公益的課題」とは無関係であること

また、廃炉円滑化負担金は、「特定原子力発電事業者が受けた所定の承認に係る原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金」とされている。

原子力発電工作物は、原子力発電事業者が事業を営むための本来的、基礎的な事業工作物である。その設置は、原子力発電事業者が当然負担すべきものであると同様に、原子力発電工作物の廃止に要する費用も、原子力発電事業者が当然

負担すべきものである。発電事業者は、事業を営むためには、必ず発電工作物を所有運営しており、その廃止も発電事業者が自らの責任と負担で行う。

廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用に他ならない。

その上、「原子力発電事業者が会計上の理由から廃炉判断を躊躇することや廃炉の円滑な実施に支障を来すことがないよう措置された廃炉会計制度を継続する」ことも、「廃炉会計制度が、原発依存度の低減という国のエネルギー政策に沿って措置されたものであり、小売全面自由化においてもその政策に変わりがないことから、制度を継続する」であることも、「小売全面自由化の下でも原発依存度低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成する」ことも、「送電に関する公益的課題」とは関係がない。

電力自由化のもとでは、発電事業者の費用は、発電事業者が負担することが、平成11年報告書の第二原則及び八田意見書のいう「電源費用自己負担の原則」

(原則A) から導き出される。電力自由化を実現するためには、競争が公平である必要があり、そのためには、発電事業者に自社費用を全て自社で負担させなければならず、「発電費用自己負担の原則」が決定的に重要である。この原則の下でこそ、自社の費用を下げようとする動機が働くからである(2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・19頁)。

そうすると、発電事業者の費用である、廃炉資金(廃炉円滑化負担金)を、需要家に負担させることはできないことになる。

以上の通り、本来、廃炉円滑化負担金は、発電工作物を廃止することであり、発電事業者の基本的な業務を実行することであるので、費用は発電事業者が負担すべきものである上、その目的とされているところも、「送電に関する公益的課題」とは関係がない。電力自由化のもとでは、廃炉円滑化負担金のような発電事業者の費用は、発電事業者が負担すべきで、そうしないと、競争の公平さが保てず、自社の費用を下げようとする動機が働かず、効率化により電力料金を下げるという、電力自由化の目的が達成できない。

原判決は、廃炉円滑化負担金が「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業

に係る公益的課題に要する費用」である理由を示すことすらしておらず、廃炉円滑化負担金について、託送料金の原価として徴収することができるとする法的根拠は全く存在しない。

したがって、廃炉円滑化負担金は、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」と解することも、平成11年報告書のいう「公益的課題」に含まれると解することも、いずれも重大な誤りである。そのように解した原判決には、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

第5点 最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反すること 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送料金の原価に含ませるとの判断は、政策的観点からの判断であって、それは経済産業大臣に与えられた権限を超えることを看過した重大な違法と憲法41条違反の違憲

1 原判決の判示

一審判決は「どのような原価等の算定方法などを定めるのが相当であるかの判断には、・・・専門技術的検討に加え、そのような検討を踏まえた政策的判断も要することから、これを経済産業省令に委任したというべき」「したがって、経済産業省令においていかなる原価等の算定方法を定めるかについては、法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、・・・経済産業大臣に、専門技術的かつ政策的な観点からの一定の裁量権が（ママ）認めている」（一審判決11頁）と判示しており、原判決も、この点はそのまま維持している。

2 最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反すること

最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）（以下、「泉佐野ふるさと納税令和2年判決」という。）は、以下の通り、専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事項と立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄に分け、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄については、大臣に委ねたものと解することができないとし、専門技術的事項と、政治的、政策的観点から判断すべき事項で、委任の趣旨に含まれるかどうかを区別している。

委任の趣旨についてみると、地方税法37条の2第2項が総務大臣に対して指定の基準のうち募集適正基準等の内容を定めることを委ねたのは、寄附金の募集の態様や提供される返礼品等の内容を規律する具体的な基準の策定については、地方行政・地方財政・地方税制や地方団体の

実情等に通じた同大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当であることに加え、そのような具体的な基準は状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要があり、法律で全て詳細に定めるのは適当ではないことによるものと解される。

他方、本件指定制度の導入に当たり、その導入前にふるさと納税制度の趣旨に反する方法により著しく多額の寄附金を受領していた地方団体について、他の地方団体との公平性を確保しその納得を得るという観点から、特例控除の対象としないものとする基準を設けるか否かは、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄である。また、そのような基準は、上記地方団体について、本件指定制度の下では、新たに定められた基準に従って寄附金の募集を行うか否かにかかわらず、一律に指定を受けられないこととするものであって、指定を受けようとする地方団体の地位に継続的に重大な不利益を生じさせるものである。そのような基準は、総務大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事柄とはいいい難いし、状況の変化に対応した柔軟性の確保が問題となる事柄でもないから、その策定についてまで上記の委任の趣旨が妥当するとはいえず、地方税法が、総務大臣に対し、同大臣限りでそのような基準を定めることを委ねたものと当然に解することはできないというべきである。

この点を本件についてみると、託送料金の適正な原価の該当性について、一定の判断の余地があるとしても、託送料金が、強制的に小売電気事業者から徴収され、国民の権利義務に関することであっても、特別に、一定の判断権が認められているところからすると、それは、会計原則の範囲内で、専門技術的に、託送供給等の原価を定めていく部分について、生じうるものと解される。それは、同時に、「法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから」選ばれた者（法 6

6条の7) からなる、電力ガス取引監視等委員会という「独立した」専門家（法66条の4）がチェックすることが可能なものであることによってその権限が裏付けられるものである。

これは、泉佐野ふるさと納税令和2年判決のいう、「状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要がある」るものでもある。

他方、それを超え、本来の意味での託送供給等に含まれない事項について、それを託送料金の原価とすることができかどうかは、専門技術的に判断できるものでもなく、また、電力ガス取引監視等委員会という専門家が判断できることでもない。

また、状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要があるものでもない。

さらに、そもそも、平成11年報告書では安易に競争を制限する料金が導入されることを防ぐため、二つの原則が明示されている。その原則からしても、安易に競争を制限する料金が導入されることは、「送電に関する公益的課題」を超えて、明確な料金算定基準以外の政治的な要因を導入する場合に該当し、専門家の判断を超え、政治的な判断が要求される場合となる。

さらに、本件で問題となっている賠償負担金のように、原子力発電事業者が負担すべき損害賠償金の2.4兆円という金額をそれ以外の誰が負担（支払い）するか（賠償負担金）というものは、原子力損害賠償法3条及び4条の規定を実質的に改正するものであって、国会の立法（形式的意味での法律）によるべき必要の高いものである。

また、廃炉円滑化負担金のように、本来、原子力発電事業者が負担すべき廃炉に要する費用をそれ以外の誰かに負担させることができるか（廃炉円滑化負担金）というものは、専門技術性を超えたものである。

このように、送配電事業の能率的な経営の下での適正な原価を徴収するという託送料金制度の制度趣旨を超え、本来の意味での託送料金といえない、賠償負担金や、廃炉円滑化負担金を託送料金の原価とすることができかどうかは、専門技術的判断を超え、負担（支払い）の義務を負う国民の代表が議論する国会という場に

において、検討・決定されるべき事柄である。

まして、平成11年報告書の検討及び平成26年の国会審議において、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金またはそれに類似するものを託送料金で徴収するという議論がされていない状況のもとにおいては、「授權規定の文理や立法過程における議論等から、国会がそのような判断をしたと明確に認められる」（最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（貝阿彌亮「泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決についての最高裁判所判例解説」、民事篇令和2年度（上）P.287））と言えない。

したがって、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を原価に含ませ、託送料金として徴収できるとすることは、泉佐野の判決のいう「立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄」であるので、経済産業大臣への委任の趣旨を超えるものとなる。

実際、過去において、本来の意味での託送供給等に直接含まれない、離島供給や電源開発促進税は、法律によって定められ、託送料金の原価に特別に含まれることとされた。

他方、いままで見たところから明らかなように、賠償負担金も、廃炉円滑化負担金も、送配電事業に必要な原価ではなく、それを、送配電事業に含ませることは会計原則に反し、かつ、託送制度の趣旨もそうしたものを託送料金に含ませて徴収することは予定されていない。

そして、そもそも、賠償負担金も、廃炉円滑化負担金も、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではない。賠償負担金について、需要家にその支払いをさせることは、原子力損害賠償法の3条・4条の明文の規定にも反する。

そうしたものをどうしても、託送料金に上乗せして徴収したいとすれば、それは、政治的・政策的に立法者において判断する他ない事項であって、国会の議決（形式的意味での法律の制定・改正）を要する。

また、泉佐野の判決のいう「立法者において主として政治的、政策的観点から

判断すべき性質の事柄」についての判断であるので、経済産業大臣への委任の範囲を超えるものであって、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反する。

法律制定・改正という手続きを経ず、経済産業省令のみで、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払い義務を、小売電気事業者に課した、今回の施行規則及び算定規則の改正は、経済産業大臣への委任の範囲を超えるものであって、電気事業法、原子力損害賠償法及び憲法41条に違反するものである。それを、経済産業大臣への委任の範囲内であって、電気事業法、原子力損害賠償法及び憲法に違反しないとした、原判決の判示は、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反し、重大な法令解釈及び憲法解釈の誤りがある。

3 国会「審議」があった事実はないこと

（1）原判決の判示

なお、一審判決は、「国会審議においても、託送料金によって賠償負担金相当金を回収することの必要性等につき議論がされた」（一審判決13頁）、
「国会においても、託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収することの必要性等につき議論された」（一審判決13頁最後から14頁初めまで）
として、あたかも、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、国会で正当性が裏づけられたかのような判示をしている。この点は、上告人の指摘にもかかわらず、原判決でもそのまま維持された。

しかし、この点をもって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払義務を省令で課したことは正当化されない。

（2）平成26年の国会答弁では、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定されていないこと

第一に、平成26年の国会審議（電力全面自由化のための電気事業法の大幅な改正についての国会審議）においては、「システム改革の進捗に合わせまし

て、今、一般電気事業者の経費に係っているものについてどのような費用で回収するかということでございますけれども、基本的には、託送につきましては、託送業務に係る費用を回収するということでございます。先ほど申し上げましたとおり、全需要家が公平に負担すべき費用として、負担の公平性あるいは事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収すべきものがあるかどうか、これについては必要に応じて検討していくということでございまして、今現状は発電費に入っておりますけれども、今後については、もしそういう必要があれば検討していくということでございます。」（平成26年5月14日の衆議院経済産業委員会における、高橋泰三資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の答弁・乙第58号証の37頁1段目）と政府答弁がされており、少なくとも、平成26年の時点では、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定していなかった。

（3）平成29年の国会での質疑応答では、改正法案が国会に出されたわけではなく、国会審議といえるものはなく、かつ、平成11年報告書の内容を誤って引用した答弁がなされていること

その後、平成29年の国会での質疑においては、経済産業大臣が「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていただいて、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった」といった答弁をしているが、この答弁は、誤りであることは、本書面の第3点の「5」において詳述した通りである。

しかも、そもそも、平成29年においては、「託送料金によって賠償負担金（相当金）を回収する」あるいは「託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収する」といった電気事業法その他の法律の改正案が国会にかかったことはなく、そうした法案の審議がされたことはない。これをもって、国会審

議と表現することは不正確である。

さらに、平成２９年の国会質疑では、以下のとおり、「賠償負担金を課すことは、今後原発を利用しない消費者に対する財産権の侵害に当たる」「託送料金で回収することにすれば将来青天井で託送料に転嫁され、それが国民に見えない形で実施されることとなるため、国民が知らないまま経産省の裁量で決定され、その結果、国民及び立法府をないがしろにすることになる」「賠償負担金を国会で審議すべきである」という意見が相次いでおり、到底、国会において、本件施行規則及び本件算定規則が承認されたという状況にはなかった。

「原発以外の電源を選んだ消費者の選択権の侵害ではないか。原発推進の責任を国民に転嫁する、まさに不当請求と言わなければならない。」

（真島議員 平成２９年３月３０日衆議院会議録４頁３段目・資料１）

「賠償の負担分については、税方式にするのか、託送にするのかという答弁があったが、やはり国民負担を求めるというのであれば、託送料も、ある意味で電気料金に事実上の税のようなものであり、国民への説明責任というプロセスのことを考えると、税の方がより公平公正で透明性が担保できる、国民への説明責任を含めて、やはり、過去分であるならば税による決定の方がより正しいのではないかと思います。」（近藤議員。平成２９年４月５日の衆議院経済産業委員会議事録（甲２１）の１６頁３段目）

「過去分という考え方も問題があり、法律もなく何もなく、閣議決定で金の多寡を決めて、それを国民に付加するということは、この国の立法府のあり方をないがしろにしている。きちんと法律をつくられるなり法改正をされるなりして国民の負担を明らかにする。そのために私たちの国の憲法があり、法律があり、課税があり、あるいは負担があると思う。」（阿部議員。甲２１の３２頁２～３段目）

「とにかく経産省が、原発は公益的なんだ、国民全体が裨益してきたん

だと言ったらそのコストをどんどん上乗せできるという前例を今回つくろうとしているわけです。電気代は経産省の打ち出の小づちではありません。」（真島議員。乙33の28頁3段目）

「もう一つ、貫徹小委員会の中間取りまとめのパブリックコメントに約千四百件を超える意見が寄せられています。その圧倒的多数が、事故処理費用の託送料金へのつけかえなどに批判的あるいは反対の意見だった。このパブコメが出たのが二月六日なんですけれども、このパブコメで問うている内容が、既に昨年十二月二十日に閣議決定されているわけです。福島復興加速化指針で、賠償費の過去分は広く需要家全体の負担にする、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行うと。これはおかしいと思いませんか、パブリックコメントよりももう何カ月も前に方針を決めちゃっているというのは。」（真島議員。乙33の29頁4段目～30頁1段目）

「今申し上げたパブリックコメントの扱いも含めて、消費者が契約の同意もしていない過去分を、国民の声も十分に聞かず、理解も得られないまま、あるいは、立法府の承認も経ずにこういうことを閣議決定とか経産省でどんどん決めていくというのは、私はどうなのかなと。やり方が違う。」（真島議員。乙33の30頁1段目～2段目）

「原発事故以降、原発由来の電力は使いたくないと新電力を選択した方々や、原発事故後に生まれた人たちへの費用の徴収を一体どうやって正当化するのか」（辰巳議員 平成29年4月17日参議院会議録4頁3段目～4段目・資料2）

「原発の電気は使いたくないということで新電力を選択した消費者や団体からの抗議の声が殺到をしています。さらには、専門家の方も、エネルギー政策の失敗から出た問題なのに、しかも送配電に起因するコストではないのに託送に転嫁することはおかしい、こういうやり方を続けていくと行政に対する信頼の低下を招くというふうに述べています。」

（岩渕議員。平成２９年４月２５日第１９３回参議院議事録（甲２２）の２８頁１段目～２段目）

「賠償過去分という新しいコストが発生したということになれば、法律でその定義、拋出義務者、拋出させる期間を明定しなければなりません。過去分を口実とした徴収はこれまで二回ありました。二〇〇〇年のいわゆる最終処分法、二〇〇五年のいわゆる再処理等積立金法ではそうしてきています。この公共料金にコストを転嫁するんだということであれば、範囲を法定化するのは当然です。」（岩渕議員。甲２２の２８頁３段目）。

最後に（総括）

以上の論点をまとめると、次のようになる。

第1点として、原判決は「その文言からして、『適正な原価』が『一般送配電事業を行うために必要な原価』に限定されているとまで解することはできない。」とする（原判決8頁）が、文理上、法18条3項1号は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と読み替えることができ、それに、法2条8号を考え合わせると、ここにいう「原価」は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金の原価」、すなわち「一般送配電事業を行うために必要な原価」であることは明確である。

その意味で、原判決の判示は、法18条1項、同条3項1号の文理に反し、その解釈を誤った重大な違法があり、また、憲法41条にも反している。

第2点として、原判決は、電気事業法に明文の規定がないことをもって、公正なる会計原則の一つである、原価計算基準を完全に無視していいとしたが、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反する、重大な法令違反及び憲法41条違反となる。

その上、算定規則は、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすること、すなわち、賠償負担金（相当金）及び廃炉円滑化負担金（相当金）という原子力発電事業者の費用を、送配電事業の経費にするという取り扱いを定めた点で、その違法の程度は、著しい。これは、原子力発電事業者の費用という、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業者の費用として、決算書類上整理されてしまうことでもある。これでは、株式市場・債券市場・労働市場・電力市場などの参加者をはじめ、電力消費者や地域住民といったさまざまな利害関係者に、意思決定をおこなうための基礎情報が提供できず、会計原則の根幹を揺るがす問題を発生させる。原判決は、こうした点

を完全に看過するものであって、その法令解釈の誤り及び憲法違反の重大さは極めて著しいものである。

第3点として、原判決は、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解し、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が託送料金に含まれるとした点で重大な誤りがある。平成11年報告書は、そのような費用の託送料金による回収を提言した事実はない。これは、託送料金制度の制度趣旨を誤って解するという重大な法令違反及び憲法違反である。

したがって、原判決には、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解し、託送料金制度の制度趣旨を誤って解した点で、経験則に反した事実認定をし、誤った法令解釈をしており、重大な法令違反及び憲法41条違反が認められる。

第4点として、賠償負担金は、不法行為に基づく損害賠償であり、その支払いを、一般消費者に負担させることは、**汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害し、経済学的には、不効率をもたらし、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構（OECD）のPolluter-Pays Principleにも反する。**また、原子力損害賠償法の3条・4条の明文の規定にも反する。

「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」との原判決の判示は、本来、原子力発電事業者が負うべき損害賠償義務（の支払い）を、広く電気の全需要家＝国民に負担させる（支払わせる）ということを看過するものであって、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

さらに、「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。」とし、「全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたから、原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、現在の全需要家から公平に回収することには、正当性がある」とも原判決は判示するが、この点は、その事故を起こした原子力発電事業者の発電する電気の需要家であったことすらない、全国の人々に、損害賠償資金の捻出をさせることであり、また、「総体」論は、近代市民法理と真っ向から反し、さらに、過去に法令に従って適法に料金を支払ってきた者に、何ら法律の規定なく、追加の負担をさせることは法の原則に反し、そして、平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えないにもかかわらず、法律の定めなく、負担（支払い）を強いるものであって、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

廃炉円滑化負担金も、本来、発電工作物を廃止するための費用であり、発電事業者の基本的な業務を実行することであるので、費用は発電事業者が負担すべきものである上、その目的とされているところも、「送電に関する公益的課題」とは関係がない。電力自由化のもとでは、廃炉円滑化負担金のような発電事業者の費用は、発電事業者が負担すべきで、そうしないと、競争の公平さが保てず、自社の費用を下げようとする動機が働かず、効率化により電力料金を下げるという、電力自由化の目的が達成できない。そもそも、原判決は、廃炉円滑化負担金が「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」である理由を示すことすらしておらず、廃炉円滑化負担金について、託送料金の原価として徴収することができるとする法的根拠は全く存在しない。

第5点として、原判決は、政策的な観点からの一定の裁量権が経済産業大臣に認められるとしているが、これは、本件のように、人の権利義務に重大な影響を及ぼす事柄について、専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事項と立法者におい

て主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄に分け、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄については、大臣に委ねたものと解することができないとした、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反する重大な法令解釈の誤りであり、憲法41条に反するものである。

賠償負担金のように、原子力発電事業者が負担すべき損害賠償金の2.4兆円という金額を需要家に負担させる（支払わせる）ものであって、**原子力損害賠償法3条及び4条の規定を実質的に改正し、国会の立法（形式的意味での法律）によるべき必要の高いものや、廃炉円滑化負担金**のように、本来、**原子力発電事業者が負担すべき廃炉に要する費用をそれ以外の誰かに負担させることのように専門技術的判断を超えるものは、いずれも、送配電事業の能率的な経営の下での適正な原価を徴収するという託送料金制度の制度趣旨を超え、本来の意味での託送料金といえないのであるから、負担（支払い）の義務を負う国民の代表が議論する国会という場において、検討・決定されるべき事柄である。まして、平成11年報告書の検討及び平成26年の国会審議において、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金またはそれに類似するものを託送料金で徴収するという議論がされていない状況のもとにおいては、「授權規定の文理や立法過程における議論等から、国会がそのような判断をしたと明確に認められる」とも言えない。**

したがって、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を原価に含ませ、託送料金として徴収できるとすることは、泉佐野の判決のいう「立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄」であるので、経済産業大臣への委任の趣旨を超えるものとなる。それを、経済産業大臣への権限には、政策的判断も含まれるとした上で、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払いを経済産業省令で課すことは、電気事業法、原子力損害賠償法及び憲法に違反しないとした、原判決の判示は、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反し、重大な法令解釈及び憲法解釈の誤りがある。

以上より、原判決には、複数の最高裁判例に反し、重大な法令解釈を誤った違法及び憲法41条違反が認められるので、原判決を破棄し、更に相当の裁判を求めるものである。

以 上